

告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、平成三十年埼玉県告示第五百一号（仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成三十年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 件名

（仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 平成三十年十一月二十七日（火）十八時から二十時まで

鴻巣市役所 大会議室

イ 平成三十年十一月二十八日（水）十四時から十六時まで

東松山市松山市民活動センター 小会議室

ウ 平成三十年十一月二十九日（木）十四時から十六時まで

桶川市役所本庁舎 会議室三〇三・三〇四

エ 平成三十年十一月二十九日（木）十八時から二十時まで

北本市文化センター 第四会議室

三 都市計画決定権者の名称

吉見町

四 中止の理由

公述の申出がなかったため